

# 須賀川市地域防災計画

令和5年5月修正

須賀川市防災会議



# 須賀川市地域防災計画 目次

第1部	総則	1
第1節	計画の目的及び方針	3
第1	計画の目的	3
第2	計画の構成	3
第3	計画の基本方針	4
第4	計画の修正	5
第5	計画の周知徹底	5
第2節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	5
第1	防災関係機関の実施責任	5
第2	防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	7
第3節	須賀川市の概況	14
第1	位置及び面積	14
第2	地勢	14
第3	気象	14
第4	活断層	14
第5	人口	14
第6	産業	15
第7	土地利用	15
第8	交通	15
第4節	災害履歴	16
第1	地震災害	16
第2	風水害	18
第3	林野火災・火災	19
第4	その他自然災害	19
第5	大規模事故等	20
第5節	被害想定	21
第1	地震災害	21
第2	風水害	26
第6節	調査研究推進体制の充実	27
第1	調査研究体制	27

第2部	一般災害対策計画	29
第1章	災害予防計画	31
第1節	防災組織の整備・充実	31
第1	防災会議の強化	31
第2	配備・動員体制の強化	31
第3	災害対策本部の強化	31
第4	水防本部の強化	31
第2節	応援協力体制の強化	32
第1	県との連携強化	32
第2	他市町村との協力体制の強化	32
第3	消防の相互応援の強化	32
第4	自衛隊の派遣要請手続きの習熟	32
第5	民間事業者の協力体制の強化	33
第6	自主防災組織との連携強化	33
第7	公的機関等の業務継続性の確保	33
第8	(公社)福島県建築士会との協力体制の強化	33
第3節	情報連絡体制の整備	34
第1	情報収集体制の整備	34
第2	情報通信網の整備	35
第3	通信機器の習熟等	35
第4	広報体制の整備	36
第5	通信手段の周知	36
第4節	都市の防災対策の整備	37
第1	都市防災に関する方針の明確化	37
第2	計画的な市街地整備の推進	37
第3	オープンスペースの確保	37
第4	防災拠点施設整備の推進	37
第5	公共施設の安全化	38
第6	民間建築物の安全化	38
第7	落下物等の防止対策	39
第5節	上水道・下水道施設の強化	40
第1	上水道施設の安全化	40
第2	下水道施設の強化	40

第6節	道路・鉄道施設の強化.....	42
第1	道路施設の強化.....	42
第2	道路閉塞要因の撤去.....	42
第3	鉄道施設の強化.....	42
第7節	電力・ガス・電気通信施設の強化.....	43
第1	電力施設災害予防対策.....	43
第2	L P ガス施設災害予防対策.....	43
第3	電気通信施設災害予防対策.....	43
第8節	水害予防対策.....	44
第1	治山整備の推進.....	44
第2	河川整備の推進.....	44
第3	施設の維持及び補修.....	44
第4	下水道事業等の推進.....	44
第5	都市における防災・減災対策の推進.....	44
第6	農業用ため池整備事業の推進.....	44
第7	水防倉庫、資機材の整備等.....	45
第8	水防体制の強化.....	45
第9	水害に関する危険箇所の周知.....	45
第10	浸水想定区域における避難の確保.....	45
第9節	土砂災害予防対策.....	47
第1	危険地区等の区分.....	47
第2	土砂災害危険箇所等の安全対策.....	48
第3	山地災害危険地区の安全対策.....	48
第4	土砂災害危険箇所等の周知.....	48
第5	土砂災害に関する危険箇所における避難の確保.....	48
第6	盛土による災害対策.....	49
第10節	雪害予防対策.....	50
第1	道路の除雪.....	50
第2	道路閉塞要因の撤去.....	50
第3	凍結防止剤の散布.....	50
第4	保守・点検の実施.....	50
第5	広報・呼びかけの実施.....	50
第11節	消防体制の整備.....	51
第1	火災予防対策の実施.....	51
第2	初期消火体制の強化.....	51

第3	火災拡大要因の除去	52
第4	消防組織・消防力の強化	52
第5	広域応援体制の整備	53
第6	消防水利の整備	53
第7	救助体制の整備	53
第12節	緊急輸送体制の整備	54
第1	県指定緊急輸送路	54
第2	緊急輸送路等の指定	54
第3	緊急輸送路等の整備	54
第4	緊急通行車両等の事前届出・確認手続	54
第5	ヘリコプター臨時離着陸場	55
第6	緊急輸送路等の広報	55
第13節	避難対策の強化	56
第1	避難計画の策定	56
第2	避難所の指定等	58
第3	避難路の選定等	60
第4	避難所・避難路及び指示伝達方法等の周知	60
第5	学校、病院等における避難計画	60
第6	男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進	61
第7	平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	62
第14節	医療（助産）救護・防疫体制の強化	63
第1	医療（助産）救護体制の整備	63
第2	医薬品・衛生材料等の整備	63
第3	傷病者の搬送体制の整備	63
第4	後方医療体制等の整備	63
第5	防疫体制の整備	64
第15節	食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備	65
第1	食料の備蓄・調達体制の整備	65
第2	生活物資の備蓄・調達体制の整備	65
第3	飲料水の確保	65
第4	防災資機材等の整備	65
第5	住民に対する普及・啓発	66
第16節	消防防災ヘリコプター活用体制の整備	67
第1	消防防災ヘリコプターの活動内容	67
第2	臨時ヘリポートの確保	67

第 17 節	防災教育の充実.....	68
第 1	防災知識の普及啓発.....	68
第 2	防災上重要な施設における防災教育.....	69
第 3	防災対策要員に対する防災教育.....	69
第 4	学校教育における防災教育.....	69
第 18 節	防災訓練の実施.....	70
第 1	防災訓練の実施.....	70
第 2	個別訓練の実施.....	70
第 3	訓練の評価と地域防災計画等への反映.....	71
第 4	事業所等における訓練の実施.....	71
第 5	自主防災組織等における訓練の実施.....	71
第 19 節	自主防災組織の整備.....	72
第 1	自主防災組織の組織化.....	72
第 2	広報活動等による支援.....	72
第 3	活動環境の整備.....	72
第 4	自主防災計画の策定.....	73
第 5	防災知識の普及等.....	73
第 6	防災訓練等の実施.....	73
第 7	防災用資機材等の整備・点検等.....	73
第 8	避難行動要支援者の把握.....	73
第 9	企業防災の促進.....	74
第 10	地区防災計画の作成.....	74
第 20 節	要配慮者支援体制の強化.....	75
第 1	社会福祉施設入所者に対する対策.....	75
第 2	在宅者に対する対策.....	76
第 3	外国人に対する防災対策.....	79
第 4	避難所における対策.....	79
第 21 節	NPO・ボランティア等との連携体制の強化.....	80
第 1	ボランティアの種類.....	80
第 2	NPO・ボランティア団体との連携強化.....	80
第 3	NPO・ボランティア等の登録.....	80
第 4	ボランティアコーディネーターの育成.....	80
第 5	NPO・ボランティアの受入れ体制の整備.....	81
第 22 節	文化財予防対策の強化.....	82
第 1	防災設備等の整備強化.....	82

第2	防火査察の徹底	82
第3	火災予防体制の強化	82
第4	訓練の実施	82
第5	文化財保護思想の普及啓発	82
第23節	危険物施設等の安全性の向上	83
第1	危険物施設の把握	83
第2	事業所に対する指導の強化	83
第3	保安体制の整備	83
第4	防災資機材等の整備	83
第5	防災訓練の実施	83
第2章	災害応急対策計画	84
第1節	応急活動体制の確立	84
第1	災害応急対策の防災行動計画	84
第2	配備体制の基準・動員配備	87
第3	活動の要点	88
第4	県等への報告	90
第5	勤務時間外等の非常参集及び非常連絡	90
第6	消防団員等の動員	91
第2節	災害対策本部の設置	92
第1	災害対策本部の設置及び解散	92
第2	災害対策本部の設置基準	92
第3	意思決定者不在時の措置	92
第4	災害対策本部の設置場所	92
第5	災害対策本部の設置の報告・通知	92
第6	本部会議の開催	93
第7	現地災害対策本部の設置	93
第8	複合災害発生時の体制	93
第9	災害対策本部の組織	94
第10	災害対策本部の事務分掌	95
第3節	災害情報の収集・伝達	102
第1	気象注意報・警報等の伝達	102
第2	被害状況等の収集・報告	103
第4節	通信の確保	106
第1	災害時の通信連絡	106



第2	通信の統制	106
第3	非常無線通信の利用	106
第4	通信施設所有者等の相互協力	107
第5	県総合情報通信ネットワークの活用	107
第6	市防災行政無線の運用	107
第7	電気通信事業者の措置	107
第5節	相互応援協力	108
第1	市と県の相互協力	108
第2	国に対する応援要請	109
第3	市と公共的団体等との協力	109
第4	他市町村への応援	110
第5	本市における受援体制	110
第6節	災害広報	111
第1	広報体制の確立	111
第2	広報する内容	111
第3	広報の方法	112
第4	報道機関への発表	112
第5	県による広報活動	112
第6	防災関係機関による広報活動	112
第7	災害の記録活動	112
第7節	水防計画	113
第8節	消火活動	114
第1	消防活動の基本方針	114
第2	消防団による活動	114
第3	事業所の活動	115
第4	自主防災組織の活動	115
第5	住民の活動	116
第6	応援要請	116
第9節	救助・救急	117
第1	自主防災組織・事業所等による救助活動	117
第2	市による救助活動	117
第3	消防本部による救助・救急活動	118
第4	広域応援	119
第10節	自衛隊の災害派遣	120

第1	災害派遣要請の範囲	120
第2	災害派遣要請の要求	120
第3	災害派遣要請の要求要領	121
第4	部隊の自主派遣	121
第5	災害派遣部隊の受入体制	122
第6	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	123
第7	派遣部隊の撤収	123
第8	経費の負担区分	124
第11節	避難	125
第1	住民避難情報の発令	125
第2	警戒区域の設定	132
第3	避難の誘導	133
第4	避難所の設置	134
第5	要配慮者対策	137
第6	安否情報の提供等	139
2	被災者の同意又は公益上必要と認める場合	140
3	安否不明者の氏名等公表	140
第12節	医療（助産）救護	141
第1	医療体制の確立	141
第2	医療（助産）救護活動の実施	142
第3	傷病者の搬送	142
第4	医薬品等の確保	143
第5	人工透析の供給確保	143
第13節	緊急輸送対策	144
第1	緊急輸送の範囲	144
第2	車両等の確保及び調達	145
第3	緊急輸送路等の確保	145
第4	ヘリコプター臨時離着陸場の確保	145
第14節	災害警備活動及び交通規制措置	146
第1	災害警備活動	146
第2	交通規制措置	147
第15節	防疫及び保健衛生	150
第1	防疫活動	150
第2	食品衛生監視	151
第3	栄養指導	152

第4	保健指導	152
第5	精神保健活動	152
第6	防疫及び保健衛生用資機材の確保・調達	152
第7	動物救護対策	152
第16節	廃棄物処理対策	153
第2	し尿処理	154
第3	廃棄物処理施設の確保及び復旧	155
第4	応援体制の確保	155
第17節	救援対策	156
第1	給水救援対策	156
第2	食料救援対策	157
第3	生活必需物資等救援対策	158
第4	義援物資及び義援金の受入れ	159
第18節	被災地の応急対策	161
第1	被害状況の把握及び報告	161
第2	障害物の除去	161
第3	応急仮設住宅の供与	162
第4	住宅の応急修理	163
第5	公営住宅等のあっせん	164
第6	災害相談対策	164
第7	応急金融対策	165
第19節	死者の捜索・遺体の処理等	166
第1	全般的な事項	166
第2	遺体の捜索	166
第3	遺体の収容	167
第4	遺体の火葬・埋葬	168
第5	災害弔慰金の支給	169
第20節	生活関連施設の応急対策	170
第1	上水道施設の応急復旧対策	170
第2	下水道施設の応急復旧対策	170
第3	電力施設の応急対策	171
第4	L P ガス施設の応急対策	172
第5	電気通信施設の応急対策	174
第6	鉄道施設の応急対策	175

第 21 節	道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策.....	177
第 1	道路の応急対策 .....	177
第 2	河川管理施設等の応急対策 .....	179
第 3	公共建築物等の応急対策 .....	180
第 22 節	文教対策.....	182
第 1	児童生徒等の保護 .....	182
第 2	被害状況の把握及び報告 .....	182
第 3	教員の参集 .....	182
第 4	教育施設の確保 .....	183
第 5	教員の確保 .....	183
第 6	応急教育の実施 .....	183
第 7	学用品の確保 .....	184
第 8	児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応 .....	184
第 9	避難所として使用される場合の措置 .....	184
第 10	保育料の減免.....	184
第 11	文化財の応急対策.....	184
第 23 節	要配慮者対策.....	185
第 1	要配慮者に係る対策 .....	185
第 2	社会福祉施設等に係る対策 .....	185
第 3	障がい者及び高齢者に係る対策 .....	186
第 4	児童・生徒に係る対策 .....	186
第 5	外国人に係る対策 .....	187
第 24 節	NPO・ボランティア等との連携.....	188
第 1	NPO・ボランティア等の受入れ .....	188
第 2	NPO・ボランティア団体等の活動 .....	188
第 3	ボランティア活動保険の加入促進 .....	189
第 25 節	危険物施設等災害応急対策.....	190
第 1	危険物施設等 .....	190
第 2	出動体制の確立 .....	190
第 3	被害状況等の把握 .....	190
第 4	災害時における緊急措置 .....	191
第 5	市・県及び防災関係機関の対応 .....	191
第 26 節	災害救助法の適用等.....	192
第 1	災害救助法の適用 .....	192
第 2	災害救助法の適用基準 .....	193

第3	災害救助法の適用手続き	193
第4	災害救助法による救助の種類及び職権の委任等	194
第5	災害対策基本法に基づく従事命令等	195
第27節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	196
第1	被災者生活再建支援法の適用	196
第2	り災証明書等の交付	198
第3	被災者台帳の作成	200
第3章	災害復旧計画	202
第1節	施設の復旧対策	202
第1	災害復旧事業計画の作成	202
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	203
第3	激甚災害の指定	205
第4	災害復旧事業の実施	205
第2節	被災者の生活安定	206
第1	義援金の配分	206
第2	被災者の生活確保	206
第3	被災者への融資	209
第3部	震災対策計画	211
第1章	総則	213
第2章	災害予防計画	213
第1節	防災組織の整備・充実	213
第2節	応援協力体制の強化	213
第3節	情報連絡体制の整備	213
第6	震度情報ネットワークシステムの強化	213
第4節	都市の防災対策	213
第1	都市防災に関する方針の明確化	213
第2	計画的な市街地整備の推進	214
第3	オープンスペースの確保	214
第4	防災拠点施設整備の推進	214
第5	公共施設の安全化	214

第6	民間建築物の安全化	215
第7	落下物・転倒等の防止対策	215
第8	建物内の安全対策	215
第9	建築物の応急危険度判定体制の整備	215
第5節	上水道・下水道施設の強化	216
第1	上水道施設の強化	216
第2	下水道施設の強化	216
第6節	道路・鉄道施設の強化	217
第7節	電力・ガス・電気通信施設の強化	217
第8節	土砂災害予防対策	217
第6	地震災害等の予防の推進	217
第9節	消防体制の整備	217
第10節	緊急輸送体制の整備	217
第11節	避難対策の強化	217
第12節	医療（助産）救護・防疫体制の強化	218
第13節	食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備	218
第14節	消防防災ヘリコプター活用体制の整備	218
第15節	防災教育の充実	218
第16節	防災訓練の実施	218
第17節	自主防災組織の整備	218
第18節	要配慮者支援体制の強化	218
第19節	ボランティアとの連携体制の強化	218
第20節	文化財予防対策の強化	218
第21節	危険物施設等の安全性の向上	219
第3章	災害応急対策計画	220
第1節	応急活動体制の確立	220
第1	災害応急対策の防災行動計画	220
第2	配備体制の基準・動員配備	220
第3	活動の要点	222
第4	県等への報告	224

第5	勤務時間外等の非常参集及び非常連絡	224
第6	消防団員等の動員	224
第2節	災害対策本部の設置	225
第1	災害対策本部の設置及び解散	225
第2	災害対策本部の設置基準	225
第3	意思決定者不在時の措置	225
第4	災害対策本部の設置場所	225
第5	災害対策本部の設置の報告・通知	225
第6	本部会議の開催	225
第7	現地災害対策本部の設置	226
第8	複合災害発生時の体制	226
第9	災害対策本部の組織	226
第10	災害対策本部の事務分掌	226
第3節	災害情報の収集・伝達	227
第1	情報の収集・伝達	227
第4節	通信の確保	227
第5節	相互応援協力	227
第6節	災害広報	227
第7節	水防計画	227
第8節	消火活動	227
第9節	救助・救急	228
第10節	自衛隊の災害派遣	228
第11節	避難	228
第12節	医療（助産）救護	228
第13節	緊急輸送対策	228
第14節	警備活動及び交通規制措置	228
第15節	防疫及び保健衛生	228
第16節	廃棄物処理対策	228
第17節	救援対策	229
第18節	被災地の応急対策	229
第8	被災建築物応急危険度判定活動の実施	229

第 19 節	死者の捜索・遺体の処理等.....	229
第 20 節	生活関連施設の応急対策.....	229
第 21 節	道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 .....	229
第 22 節	文教対策.....	229
第 23 節	避難行動要支援者対策.....	230
第 24 節	NPO・ボランティア等との連携.....	230
第 25 節	危険物施設等災害応急対策.....	230
第 26 節	災害救助法の適用等.....	230
<b>第 4 部 原子力災害対策計画 .....</b>		<b>231</b>
<b>第 1 章 総則 .....</b>		<b>233</b>
第 1 節	計画の目的及び方針.....	233
第 1	計画の目的 .....	233
第 2	計画の構成 .....	233
第 3	計画の修正 .....	233
第 4	計画の周知徹底 .....	233
第 5	計画の基本方針 .....	233
第 2 節	防災関係機関の事務または業務の大綱.....	234
第 1	防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 .....	234
<b>第 2 章 災害予防計画 .....</b>		<b>239</b>
第 1 節	情報の収集・連絡体制等の整備.....	239
第 1	情報の収集・連絡体制等の整備 .....	239
第 2	情報の分析整理 .....	239
第 3	受信情報に基づく意志決定 .....	240
第 4	通信手段・経路の多様化 .....	240
第 2 節	災害応急体制の整備.....	241
第 1	警戒配備をとるために必要な体制等 .....	241
第 2	災害対策本部体制 .....	241
第 3	防災関係機関相互の連携体制 .....	241
第 4	消防の相互応援体制 .....	241
第 5	原子力災害医療体制 .....	241



第6	広域的な応援協力体制	242
第7	自衛隊派遣要請体制	242
第8	専門家の派遣要請体制	242
第9	救護所運営・避難退域時検査実施体制	242
第10	緊急時モニタリング体制	242
第3節	屋内退避等に係る体制の整備	243
第1	判断基準	243
第2	対象者の把握	243
第3	避難所等の整備	243
第4	避難所運営等の体制	243
第5	要配慮者への対応体制	244
第6	市民等の屋内退避及び避難状況の確認体制の整備	245
第7	屋内退避・避難等の周知体制の整備	245
第4節	緊急輸送活動体制の整備	246
第5節	防護資機材等の整備	247
第1	医療活動用資機材の整備	247
第2	防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備	247
第3	物資の調達・供給体制の整備	247
第4	安定ヨウ素剤の備蓄	247
第5	除染用資機材の整備	247
第6節	市民等への的確な情報伝達体制の整備	248
第1	情報項目の整理	248
第2	情報伝達手段の整備等	248
第3	市民相談窓口の準備	248
第4	情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備	248
第7節	関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備	249
第1	避難対象者の把握	249
第2	市の対応資源の確認	249
第3	受入計画の作成	249
第4	支援計画の作成	249
第8節	原子力防災に関する普及啓発活動	250
第1	市民に対する普及啓発	250
第2	教育機関における普及啓発	250
第3	要配慮者への配慮	250

第3章	災害応急対策計画	251
第1節	応急活動体制の確立	251
第1	配備体制の基準・動員配備	251
第2	活動の要点	252
第3	県等への報告	253
第4	消防団員等の動員	253
第5	広域的な応援協力等	254
第6	自衛隊の派遣要請	254
第7	専門家の派遣要請	254
第8	防災業務関係者の安全確保	254
第2節	災害対策本部の設置	255
第1	災害対策本部の設置及び解散	255
第2	意思決定者不在時の措置	255
第3	災害対策本部の設置場所	255
第4	災害対策本部の設置の報告・通知	255
第5	本部会議の開催	256
第6	複合災害発生時の体制	256
第3節	情報の収集・伝達、緊急連絡体制及び通信の確保	257
第1	施設敷地緊急事態発生情報等の連絡	257
第2	応急対策活動情報の連絡	257
第3	放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動	257
第4	一般回線が使用できない場合の対処	257
第4節	緊急時モニタリングの実施	258
第1	緊急時モニタリング体制	258
第5節	屋内退避等の防護措置の実施	259
第1	屋内退避の実施	259
第2	避難の実施	259
第3	要配慮者への配慮	260
第4	飲食物、生活必需品等の供給	261
第5	安定ヨウ素剤の取り扱い	261
第6	屋内退避等の解除	262
第6節	社会的混乱の防止	263
第1	交通規制等の実施	263

第2	自主避難・買い占め等への対策	263
第7節	飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施	264
第1	飲食物の出荷制限、摂取制限等	264
第2	放射性物質の影響の把握	264
第8節	緊急輸送対策	265
第1	緊急輸送活動	265
第2	緊急輸送のための交通確保	265
第3	ヘリコプター臨時離着陸場の確保	265
第9節	原子力災害医療活動	266
第10節	情報伝達活動	267
第1	迅速・的確な情報提供	267
第2	市民ニーズを踏まえた情報伝達内容	267
第3	安否情報の提供等	267
第4	多様な情報伝達手段の確保	267
第5	情報伝達困難者等に対する情報伝達	268
第11節	関係自治体からの避難者の受け入れ・支援	269
第1	関係自治体の支援ニーズの把握	269
第2	受け入れ先施設の確保	269
第3	避難方法・経路等の調整、緊急輸送	269
第4	避難所の開設・運営	269
第5	安定ヨウ素剤の取り扱い	269
第6	飲食物、生活必需品等の供給	269
第7	家畜・ペット	270
第8	関係自治体行政機能の代替拠点の確保	270
第9	自発的支援の受け入れ	270
第10	二次避難先の確保	270
第4章	災害復旧・復興計画	271
第1節	放射性物質への対応	271
第1	環境汚染への対処	271
第2	各種制限措置の解除	271
第3	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	271
第2節	心身の健康管理・医療	272
第1	相談窓口の設置	272

第2	健康影響調査の実施	272
第3節	風評被害等対策	273
第1	市内産農林産物等の売り上げ減少への対応	273
第2	販売促進・観光誘致活動	273
第3	放射線被ばくについての人権侵害の防止	273
第4節	関係自治体の避難者に対する中長期的支援	274
第1	地域コミュニティの維持	274
第2	就労・就学支援	274
第5部	事故対策計画	275
第1章	航空機事故対策計画	277
第1節	航空事故予防対策	277
第1	災害応急対策への備え	277
第2	要配慮者対策	278
第2節	航空事故応急対策	279
第1	災害情報の収集伝達	279
第2	活動体制の確立	281
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	282
第4	交通規制措置	283
第5	災害広報	283
第3節	航空事故復旧対策	283
第2章	鉄道事故対策計画	284
第1節	鉄道事故予防対策	284
第1	鉄道交通の安全の確保	284
第2	災害応急対策、災害復旧への備え	284
第3	防災知識の普及・啓発	285
第4	要配慮者対策	286
第2節	鉄道事故応急対策	286
第1	災害情報の収集伝達	286
第2	活動体制の確立	288
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	289
第4	交通規制措置	289

第5	避難誘導	289
第6	災害広報	289
第3節	鉄道事故復旧対策	290
第3章	道路事故対策計画	291
第1節	道路事故予防対策	291
第1	道路交通の安全のための情報の充実	291
第2	道路施設等の整備	291
第3	災害応急対策、災害復旧への備え	291
第4	防災知識の普及・啓発	292
第5	要配慮者対策	292
第2節	道路事故応急対策	293
第1	災害情報の収集伝達	293
第2	活動体制の確立	294
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	295
第4	交通規制措置	295
第5	危険物の流出に対する応急対策	295
第6	道路施設・交通安全施設の応急復旧	295
第7	災害広報	295
第3節	道路事故復旧対策	296
第4章	危険物等事故対策計画	297
第1節	危険物等事故予防対策	297
第1	危険物等の定義	297
第2	危険物等施設の安全性の確保	297
第3	災害応急対策、災害復旧への備え	299
第4	防災知識の普及・啓発	300
第5	要配慮者対策	300
第2節	危険物等事故応急対策	301
第1	災害情報の収集伝達	301
第2	活動体制の確立	302
第3	災害の拡大防止	303
第4	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	303
第5	交通規制措置	303

第6	危険物等の大量流出に対する応急対策	303
第7	避難誘導	304
第8	災害広報	304
第3節	危険物等事故復旧対策	304
第5章	大規模な火災対策計画	305
第1節	大規模な火災予防対策	305
第1	災害に強いまちづくりの形成	305
第2	大規模な火災防止のための情報の充実	306
第3	災害応急対策、災害復旧への備え	306
第4	防災知識の普及・啓発	307
第5	要配慮者対策	307
第2節	大規模な火災応急対策	308
第1	災害情報の収集伝達	308
第2	活動体制の確立	309
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	309
第4	交通規制措置	310
第5	避難誘導	310
第6	災害広報	310
第3節	大規模な火災復旧対策	310
第6章	林野火災対策計画	311
第1節	林野火災予防対策	311
第1	林野火災に強い地域づくり	311
第2	林野火災防止のための情報の充実	311
第3	災害応急対策、災害復旧への備え	311
第4	防災知識の普及・啓発	313
第5	要配慮者対策	313
第2節	林野火災応急対策	314
第1	災害情報の収集伝達	314
第2	活動体制の確立	315
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	316
第4	交通規制措置	317
第5	避難誘導	317

第6	災害広報	317
第7	二次災害の防止	317
第3節	林野火災復旧対策	318
第6部	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画	319
第1章	総則	321
第1節	計画の目的	321
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	321
第2章	地震予防計画	321
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等	321
第2節	避難場所及び避難所の運営・安全確保	321
第3節	防災意識の普及・啓発	322
第4節	電力・ガス・電気通信施設の強化	322
第5節	報道機関による放送	322
第6節	避難路・緊急輸送路の確保	322
第7節	公共施設等における防災対策	322
第8節	救助体制の強化	322
第9節	食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備	322
第10節	防災訓練の実施	322
第3章	地震応急対策計画	323

